

平成24年度NEDO事業者説明会資料の訂正について(正誤表)

1. 事業者説明会資料 8ページ

2. 業務委託契約約款、実証事業委託契約約款の改正 に係る内容の訂正について(青字部分追記)

正	誤
<p><参考:業務委託契約約款(案)> (取得財産の管理等) 第20条 1~11(略) 12 乙は、甲が別に定める基本計画等で規定する実施期間終了後、甲が処分を行う場合を除き、原則として、有償譲渡により、甲から第1項に規定する甲に帰属する取得財産を引き取るものとする。その際の価額は引き取り時点の残存価額によるものとする。第1項に規定する甲に帰属する取得財産を委託期間終了後(第9条に規定する継続申請に基づき契約した場合、その契約で約定した期間の終了後)、引き取り時点の残存価額により、甲から有償で譲り受けるものとする。ただし、甲が使用若しくは処分又は甲が別に定める特定の法人等に無償譲渡する場合はこの限りでない。</p>	<p><参考:業務委託契約約款(案)> (取得財産の管理等) 第20条 1~11(略) 12 乙は、甲が別に定める基本計画等で規定する実施期間終了後、甲が処分を行う場合を除き、原則として、有償譲渡により、甲から第1項に規定する甲に帰属する取得財産を引き取るものとする。その際の価額は引き取り時点の残存価額によるものとする。第1項に規定する甲に帰属する取得財産を引き取り時点の残存価額により、甲から有償で譲り受けるものとする。ただし、甲が使用若しくは処分又は甲が別に定める特定の法人等に無償譲渡する場合はこの限りでない。</p>

2. 事業者説明会資料 6ページ

4. 存続条項にも研究成果の利用・普及条項を追記 に係る訂正について(青字部分追記)

正	誤
<p>4. 存続条項にも研究成果の利用・普及条項を追記 (実証事業委託、調査委託は除く) * 新規・継続</p>	<p>4. 存続条項にも研究成果の利用・普及条項を追記 * 新規・継続</p>

3. 事業者説明会資料 4ページ(左上本文)

様式第13 専用実施権等設定承認申請書 に係る訂正について(赤字部分朱塗り及び下線追記)

正	誤
<p>平成 年 月 日付け第 号平成 年度{契約書表題記載}委託契約に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、業務委託契約約款第31条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。</p> <p>なお、専用実施権等の設定又は移転を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。</p>	<p>平成 年 月 日付け第 号平成 年度{契約書表題記載}委託契約に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、業務委託契約約款第31条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。</p> <p>なお、専用実施権等の設定又は移転を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。</p>